

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**

**平成 28 年 12 月 6 日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**國民年金關係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**國民年金關係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600398号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1600049号

### 第1 結論

昭和46年\*月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年\*月から同年12月まで

私は、高校卒業後、1年くらい勤めに出たが、その後、結婚するまで家業の手伝いをしていたので、私が20歳になった頃に、私の父が私の国民年金の加入手続をしてくれた。父が家族全員の国民年金を管理(加入手続及び保険料納付)しており、私の国民年金保険料に未納があるとは聞いていない。父は既に亡くなっているため、詳細は全くわからないが、父から、結婚後は自分で納付するように言われたので、請求期間の国民年金保険料は、父が納付していたはずである。請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳になった頃に、請求者の父が請求者の国民年金の加入手続をしてくれたと陳述しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、請求者が20歳になった翌月の昭和46年\*月に払い出されたと推認され、請求期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、請求者は、請求期間以外に国民年金保険料の未納期間はなく、請求期間当時、家族全員の国民年金を管理し、国民年金保険料の納付を行っていたとする請求者の父は、国民年金保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳まで、保険料を全て納付済みであり、請求者の母も、父と同様全て納付済みであるとともに、請求者の兄及び姉は、請求期間の保険料を納付しているなど、請求者の父の国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

さらに、昭和46年度の国民年金保険料については、請求者のオンライン記録によると、請求期間は未納、請求期間直後の昭和47年1月から同年3月までの期間は納付済みと記録されているが、その後、請求者が転居したA市における国民年金被保険者名簿では、昭和46年\*月から同年11月までの欄に保険料を納付したことを示す「納」の押印が認められ、昭和46年12月から昭和47年3月までの欄は未納であるため空欄となっており、国民年金被保険者名簿

の記録とオンライン記録とは一致しておらず、行政機関の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600321号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1600050号

## 第1 結論

平成11年\*月から平成28年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年\*月から平成28年5月まで

私は、20歳になった平成11年\*月から平成28年5月まで国民年金保険料を納付していたにも関わらず、保険料を納付した記録になっていない。

保険料はきちんと納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成11年\*月から平成28年5月まで国民年金保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成15年2月5日から同年10月21日までの期間については、厚生年金保険被保険者期間であることから国民年金保険料を納付することを要しないほか、平成21年10月から平成26年3月までの期間は、国民年金保険料の法定免除期間であるため、制度上、保険料の納付義務は発生しない。

なお、厚生年金保険被保険者期間において、国民年金保険料が納付されていた場合については保険料を還付することとなるが、請求者に保険料が還付された形跡は見当たらない。

また、請求期間のうち、平成11年\*月から平成14年3月までの期間、平成15年10月から平成19年6月までの期間及び平成21年7月から同年9月までの期間は申請免除期間、同年10月から平成28年5月までの期間は法定免除期間(平成26年4月以降の期間に係る保険料については、申出により現年度納付についても可能)となっており、いずれの期間においても国民年金保険料を納付するためには申出を行うこととなるが、請求者から申出書が提出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間のうち、平成14年4月から平成15年1月までの期間及び平成19年7月から平成21年6月までの期間(平成14年4月は、平成15年10月分の国民年金保険料を充当したことによる保険料納付済期間)について、請求者は、間違いなく納付したと陳述するのみ

であり、納付額、納付時期、納付場所等に関する具体的な記憶が明確ではないことから、当該期間に係る保険料納付の状況は不明である。

加えて、請求期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であることに加え、請求期間の大半は、国民年金保険料の収納業務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。